

**高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会
報告書**

～すべての世代にとって豊かな長寿社会の構築に向けて～

平成 29 年 10 月

高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会

目次

はじめに：高齢社会の成果と課題	2
0-1. 総論	
0-2. 高齢化の現状	
第1部 基本的考え方	6
1-1. すべての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できる エイジレス社会を目指す。	
1-2. 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らし を具体的に描ける地域コミュニティを作る。	
1-3. Society5.0 が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。	
第2部 高齢者の活躍の支援	8
2-1. 活躍の場	
2-2. 活躍を妨げる障壁の除去	
第3部 高齢者の生活基盤の充実	13
3-1. 社会システムの進展	
3-2. 先進技術の進展とその活用	
第4部 高齢化する社会への対応力の向上	16
4-1. 長寿化への若年期からの備え	
4-2. 高齢社会にいかす調査研究及び諸外国との知見や課題の共有	
おわりに	19

はじめに：高齢社会の成果と課題

0-1. 総論

我が国は世界有数の長寿国であるのみならず、高齢者^[1]には高い就業意欲が見られ、体力や運動能力も一貫して向上傾向を示している。これらは雇用、教育、健康、社会保障などの分野における我が国のこれまでの諸施策も、また国民一人一人の取組も、成功裡に進められてきた証左であると言える。

その一方、一人暮らし高齢者の一層の増加、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産面健康面の維持など新たな課題も見込まれる。これまでの我が国の社会モデルが今後もそのまま有効である保障はなく、10年、20年先の風景を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが必要である。

こうしたなか、高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い。このため、「高齢者を支える」発想ばかりではなく、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることが必要である。一方で、すべての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点からは、就業、介護、医療、まちづくり、消費、交通、居住、社会活動、生涯学習、世代間交流など様々な分野において十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要があることは言うまでもない。また、AI（人工知能）などICT（情報通信技術）を始めとする技術革新が急速に進展している状況も踏まえれば、こうした社会づくりに当たって我が国の技術革新の成果も十分に活用することが期待される。

今後、我が国は、これまで経験したことのない人口減少社会、高齢社会に入っていく。人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層のみならず、若年層も含めたすべての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを意味する。こうした認識に立って、各般にわたる取組を進めていくことが重要である。

[1] 「高齢者」の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。ここでは便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いるが、主な主体は高齢期に特有の課題を抱える者全般を想定。

0-2. 高齢化の現状^[2]

< i. 人口動態、寿命 >

我が国の高齢化率（65歳以上人口割合）は平成28（2016）年に27.3%となり、平成52（2040）年には35.3%（約3人に1人が65歳以上）に達すると推計されている。地域別の高齢化率をみると、平成27（2015）年で最も高い秋田県で33.8%、最も低い沖縄県で19.6%となっている。また、人口の伸び率でみれば、今後、大都市ほど65歳以上の人口の伸びが大きくなると見込まれている。

平均寿命は平成27（2015）年で男性80.75年、女性86.99年、健康寿命は平成25（2013）年で男性71.19年、女性74.21年となっている。近年、平均寿命、健康寿命とも延伸しているものの、その差は短縮していない。

< ii. 就業、資産、所得 >

平成28（2016）年の労働力人口比率（人口に占める労働力人口の割合）は65～69歳44.0%となっており、近年上昇傾向である。70歳以上は13.8%であり、おおむね14%で推移している。

次に、国内の家計金融資産を年齢層別にみると、60歳以上の層が保有する金融資産が全体に占める割合は平成元（1989）年に35.6%であったが、平成26（2014）年には65.6%を占めるまでに上昇している。

そして、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の68.0%が、公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上となっている。（平成26（2014）年）

< iii. 介護、認知症、成年後見 >

要介護者数は増加が続いており、平成26（2014）年度には、75歳以上の23.5%が要介護の認定を受けている。また、65歳以上の認知症高齢者数は平成24（2012）年は462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人であった

^[2] データは、「平成29年版高齢社会白書」、「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会事務局提出資料」（第1回資料「高齢社会の現状」、第2回～第4回資料「参考データ」）及び「平成28年における交通事故の発生状況（警察庁交通局）」に基づく。

が、平成 37 (2025) 年には 730 万人^[3]と約 5 人に 1 人になるとの推計もある。また、成年後見制度の利用者数は平成 28 (2016) 年 12 月末日時点で、約 20.4 万人である。

介護施設等の定員数は増加しており、これに伴い介護職員数も伸びているが、介護分野の有効求人倍率は平成 28 (2016) 年で 3.02 倍と介護労働市場は人手不足の状態にある。一方で、介護・看護の理由により離職した雇用者数は平成 27 (2015) 年に 9.01 万人で、そのうち女性が 74.0%を占めている。

< iv. 先進技術の活用 >

高齢者のインターネットの利用率は平成 27 (2015) 年で 60~69 歳 76.6%、70~79 歳 53.5%、80 歳以上 20.2%で、特に 60 代、70 代で急激な伸びがみられる。60~69 歳のスマートフォンによるインターネット利用は平成 27 (2015) 年で 34.4%となっている。

< v. 社会基盤 (交通、住居等) >

75 歳以上の運転免許保有者数は増加しており (平成 28 (2016) 年で 513 万人)、死亡事故については、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75 歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向 (平成 28 (2016) 年で 459 件) にある。また、交通事故件数をみると、75 歳以上の原付以上運転者 (第 1 当事者) では平成 25 (2013) 年に 34,759 件となった後、減少し、平成 28 (2016) 年には 32,890 件となっている。

次に、高齢者の住居については、高齢者のいる主世帯の 8 割以上が持ち家に居住している。高齢者単身主世帯の持ち家の割合は 65.6%と、高齢者のいる主世帯の中では低くなっている。(平成 25 (2013) 年)

< vi. 国際比較 >

今後半世紀で世界の高齢化は急速に進展すると見込まれる。特に、アジア諸国の一部の国で、我が国を上回るスピード (高齢化率が 7%を超えてからその倍の 14%に達するまでの所要年数) で高齢化が進むことが見込まれている。

高齢化が進む先進諸国との知見の共有や、アジア諸国を始めとした世界に向けた我が国のこれまでの保健・医療・介護、年金分野に関する知見の展開

[3] 各年齢の認知症有病率が上昇した場合。

が始まっている。

第1部 基本的考え方

我が国は上述のとおりこれまで人口構造の変化に成功裡に対応し、活力ある社会を築いてきた。当検討会では、人口減少と高齢化を踏まえて今後も持続可能な経済社会を維持するために、我が国社会のすべての年代の人々の間で以下の目的意識が明確に共有されることが望ましいとの結論を得た。

1-1. すべての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジレス社会を目指す。

高齢社会では、年齢区分で人々のライフステージを画一化することを見直すことが必要である。年齢や性別に関わらず、個々人の意欲や能力に応じた対応を基本とする必要がある。また、高齢社会化は、高齢者のみの問題として捉えるべきではない。全世代による全世代に適した持続可能なエイジレス社会の構築が望まれる。

こうしたなか、寿命の延伸とともに、ライフスタイルを始めとした生き方の多様化が進む時代であることから、高齢社会への関わり及び自身の生涯設計について、若年期からの意識の向上が求められる。その上で、高齢者に着目すれば、高齢者の知識や経験など高齢期ならではの強みをどのようにいかすかといった議論や、そのために社会の各主体が担うべき役割についての議論も必要である。

1-2. 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。

人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描くことができ、最後まで尊厳を持って暮らせるような人生を、すべての人に可能にする社会とすることが重要である。

経済社会の発展による都市部での人の出入りの活発化、人口減少が進む地方での過疎化の進行等により、地域での触れ合いや助け合いの機会が減少している。人はライフステージと共に、例えば子育て、疾病、介護の場面で孤立を抱えることもある。また、離別・死別なども生じることもある。65歳以上の一人暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、今後は多世代間の協力拡大や社会的孤立防止に留意しつつ、介護の外部化、住居確保、移動支援

等に一層の取組が求められる。

また、高齢社会を理解する力を養い、長寿化のリスク面に備える観点からは、社会保障教育等を通じて支え合いの意義に関する個々人の意識も高めていく必要がある。

1-3. Society5.0^[4]が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

高齢者が自らの希望に応じて十分に能力が発揮できるよう、その支障となる問題（身体・認知能力、各種仕組み等）に対し、新技術が新たな視点で解決策をもたらす可能性に留意し、従来の発想を超えて環境整備や新技術の活用を進めることを含め、それを克服したり方策を検討したりする必要もある。また、こうした目的での技術革新の活用には多世代が参画して、それぞれの得意とする役割を果たすよう促すことが必要である。

こうした観点から産業界が担う役割は大きい。高齢社会に伴う新たな課題に産業界が応えることによって、すべての世代にとっての豊かな社会づくりが実現されるとともに、産業界自身の一層の発展の機会につながりうると考える。政府はこの観点から産業界の参画しやすいよう、環境づくりに配慮することが求められる。

こうした取組に当たり、ビッグデータ分析等により高齢社会の現況を適切に把握し、エビデンスに基づく政策形成を行う必要がある。

[4] サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会。（経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日）

第 2 部 高齢者の活躍の支援

高齢者数の増加が着実に見込まれる中で、高齢者の持つ様々な力の貢献なしに今後の我が国社会は立ち行かない。当検討会では、高齢者が「労働者」「資本家」「消費者」「市民社会の担い手」など様々な顔を持つことに留意し、まずは高齢者個人が持つ可能性の発揮や、その可能性を妨げる要素への対策について、以下のとおり検討を行った。

2-1. 活躍の場

< i. 総論 >

高齢社会対策にあたっては、国民が生涯にわたって活躍の場を持てる社会づくりが求められる。その活躍の場は、若年期から高齢期に向けて、連続的かつ重層的に移っていく必要がある。さらに、高齢社会において多様な年齢層が活躍し、お互いが支え合うには、年齢に応じた特性・強みを認識し、いかす社会を志向することが重要である。今後、高齢者が一層活躍できる持続可能な社会を構築していく上で、定年制、年功賃金、能力開発、長期の人材育成、年金制度など、社会システム面での仕組みの検討も求められる。

< ii. 就業、所得 >

意欲ある高齢者が働き続けられ、また、就業できる仕組みを構築していくことが基本となる。

高齢期の就業は若年期からの就業経験の蓄積の延長である。正社員化の支援等の非正規雇用対策は高齢期の在り方にも効果を持つことを明確に認識して、現役時代の雇用対策に、高齢期の低所得を防止する視点も望まれる。また、高齢者の熟練を活用する方策について産業界で検討が進むことを期待する。

他方、年金受給を 70 歳まで繰下げることにより最大で 42%増の額を受け取ることができる現行制度の利用率が低いという現状がある。就業促進の観点からも十分な周知が望まれる。また、高齢期にも高い就業意欲が見られる現況を踏まえれば、繰下げを 70 歳以降も可能とするなど、より使いやすい制度とするための検討を行ってはどうか。

そして、収入よりもむしろ生きがいのための就業という意向もあることにも留意し、個人の目的や価値観に合った多様な働き方の支援が望まれる。高齢期の主な強みは熟練、組織の作り方、人脈である。これらを活かした就業は、個人にとっては生きがい、健康維持、孤立予防の効果、企業にとっては熟練の活用、社会にとっては社会保障財政の改善などのメリットがある。

< iii. 起業 >

高齢者が年齢に関係なく活躍の場を持つには、自身の強みを活かした様々な規模・形式で起業できる環境整備が必要である。

起業準備には長ければ数年を要するが、雇用者として働いている間は事業主に遠慮して起業準備を進められない環境も存在する。壮年期からの副業、兼業経験も含め、高齢期の起業が円滑に行われるような環境を整備することが望ましい。

< iv. 社会参加 >

ボランティア・趣味等を通じた社会参加も就業と同様に高齢者の生きがい、健康維持、孤立防止に効果がある。高齢者の知識・経験を地域活動の場に還元する仕組みを作ることにより、地域社会における高齢者の役割を生み出していくことが重要である。そのため、高齢期の社会貢献活動が円滑に行われるよう、例えば、生涯学習を入口とすることも考えていくべき。

< v. 資産活用 >

高齢者の保有する豊富な資産が豊かな老後につながるとともに、我が国の経済の成長にも資するよう、金融資産の効率的な運用等や住宅資産の売買・賃貸借の円滑化など、資産が有効活用される環境整備が必要である。

また、認知能力の低下等の高齢期に見られる特徴に対応した金融サービスの環境整備が必要である。

2-2. 活躍を妨げる障壁の除去

< i. 総論 >

高齢者の活躍の支障となる問題（身体・認知能力、各種仕組み等）に対して環境整備や先進技術の活用を進めていくことが重要である。

< ii. 健康 >

社会全体としての平均寿命と健康寿命の差を縮めるとの視点に加え、個人間の健康格差をもたらす地域・社会的要因にも留意した取組が重要である。

健康維持に向けた取組は、個別よりグループで行うことが効果的と考えられる。また、高齢者のフレイル（虚弱）予防には、地域の特性を活かした予防策が必要である。

また、食生活は健康維持の重要な要素である。補助食品や保存技術等の開発、生産・流通・販売体制の整備など、様々な段階で産学官の連携した取組が望まれる。また、地域コミュニティの中で孤食の防止を進めるべきである。

< iii. 医療・介護サービス >

今後の高齢化の進展を踏まえ、医療機関中心の医療・介護サービスから地域包括ケアシステムへの移行を基本として、高齢期の生活において医療、介護、食、住まいなどの必要性が適切に満たされるような環境を整備することが重要である。そのために、それぞれの強みを持った主体が広く連携することにより、社会の高齢化受容力を高めるべきである。また、介護職が介護施設や医療機関など働く場によって異なる制度的支援を受けている現状にも留意すべきである。

次に、介護保険制度においては、現行サービスの適用範囲や需給に応じた適切な価格付けの検討を行ってはどうか。また、追加的なサービスに関する応益負担の考えのメリット、デメリットの検討も行ってみることも考えられる。

さらに、地域での互助を広げるためには、住民同士の助け合いとプロによる公的サービスの質に違いがあることについて受け手の意識変革が必要である。

<iv. 介護離職ゼロの実現>

要介護者の更なる増加が見込まれる中、「ニッポン一億総活躍プラン」の趣旨に則り、例えば、特に介護労働者について、次のような取組を進めるなどにより、高齢者を支える現役世代の家族にとっても働きやすい社会づくりが必要である。

① 介護労働者の確保

介護労働者の不足が言われている。十分な介護労働者の数の確保に向けて、各種制度を活用した取組が必要である。加えて、介護労働者を増やすためには介護職の魅力伝えることが重要である。多年代の介護職（若者、高齢者等）の活躍例の紹介が効果的と考えられる。

なお、介護労働者の活躍を抑制しないようにするためには、各種の社会制度が働き方に中立なものであることや、介護職の処遇が生活維持の点からも就業継続意欲の点からも適正な水準であることが必要である。

また、高齢者が介護分野の人材として活躍できるよう、自治体などが高齢者の特性に留意した一括研修を行ったり、運転や調理など関連分野での活用を促進したりするなどの工夫が望まれる。

② 介護労働者の専門性

介護の業務をリハビリ援助や認知症高齢者対応などの専門性によって区分けし、介護職員ごとに得意分野の「見える化」を図ってはどうか。利用者側の納得感向上や適正マッチングにも資する。

③ 家族介護者への支援

家族の介護を行う必要がある者に対する支援も重要である。介護の外部受け皿の進展と相まって効果を発揮するようなものとなるよう留意することが必要である。

<v. 人生の最終段階の過ごし方・後見制度>

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を背景に、QOL（生活の質）

向上の議論を進め、分野横断的な基本方針等を定めることができないか。

また、成年後見制度については、「成年後見制度利用促進基本計画」を進めつつ、より一層利用が進むようにしていくことが重要である。

第3部 高齢者の生活基盤の充実

高齢者個々人が持てる力を十分に発揮するためにも、また高齢期に誰もが安心して幸せに日々の暮らしを送るためにも、高齢者を取り巻く環境整備が持つ社会的意味は重い。当検討会では、高齢社会に適合した社会システムを整えるとともに、先進技術の活用により高齢社会と技術革新が好循環をもたらすような社会づくりを期して、以下のとおり検討を行った。

3-1. 社会システムの進展

< i. 総論 >

地域社会での生活に漠然とした不安を抱かないよう、将来の住まいや介護など地域での生活見通しを得られる社会づくりが必要である。

< ii. 高齢者の孤立防止 >

高齢者の外出を促す環境整備（就業、社会参加等）は、高齢者の孤立防止につながる。そのため、地域コミュニティにおいて、高齢者の属性やタイプに合わせた外出目的（就業、交流等）を作ることや移動手段の確保が重要である。

< iii. 地域コミュニティ >

地域コミュニティが脆弱化し、問題解決力が低下している。今後、地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域づくりが必要である。高齢期に地域に支えられるという視点のみならず、子育て世代や若者など他の世代を支えることができるという認識が広く共有されることが望ましい。そのためには、ICTを活用して、拠点、人、地域資源、団体情報を一元化し、持続的な仕組みとすることも必要である。

また、社会貢献や人助けを目的としたシニア起業は、高齢者のユーザー視点が活かされ、地域課題の解決にも役立つため、促進していくべきである。しかし、このようなシニア起業では資金調達の方法が少ないことが課題である。

< iv. 移動、まちづくり、住居 >

現行の地域包括ケアシステムに住まいの視点を盛り込む必要性がある。地域に多様な住宅（各年代向け住宅、賃貸住宅等）を整備し、住情報の横つなぎをして、高齢者に住情報がきちんと到達する仕組みを図ることにより、住民が歳を重ねても住み慣れた土地で、地域包括ケアシステムのエリアの中で住み替えにかかわる見通しを得られるような環境整備が必要である。

次に、まちづくりや住宅の整備に当たっては、地域における高齢者の居場所づくりや住宅をとりまく日常生活環境のバリアフリー化が外出の動機づけにおいても大きな意味を持つことに留意して取り組むべきである。また、福祉・医療等の生活機能や人々の居住をまちなかや公共交通沿線に立地誘導するとともに、徒歩や公共交通で移動しやすい環境を実現するため、コンパクト・プラス・ネットワーク^[5]の推進が必要である。

そして、高齢者が希望すれば住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、公営住宅等の整備、移住支援を行い、公共交通での移動が比較的容易で、かつ、生活上の困りごとをお互いに助け合える地域をつくる必要がある。さらに、低所得で支援の必要な高齢者が安心して暮らせる住まいの在り方を総合的に検討する必要がある。

3-2. 先進技術の進展とその活用

< i. 総論 >

高齢者の生活の質の向上に先進技術を活用することは、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新がお互いに好影響を与える関係を作り出すべきである。

< ii. 先進技術の具体的活用 >

近未来では自動運転の機能や介護者を支援する技術、中長期的には高齢期の健康寿命の延伸や医療技術の進歩を始めとした先進技術の具体的活用が考えられる。例えば、ビッグデータ分析なども効果的に活用しながら、

^[5] まちなかや公共交通沿線への生活サービス機能や居住の立地誘導を進めるとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を行う政策。

高齢者のニーズを踏まえた研究開発を進めることが必要である。さらに、屋内外自動運転や画像認識による見守りなど、A Iを始めとする技術革新によるサービスの創出が期待される。

また、長期的スパンで考えた場合、高齢者のI C Tリテラシーの向上が見込まれることから、バーチャルの世界における多世代交流（S N S等の活用）や学習サービスの活用について更に積極的に取り組むべきである。

< iii. 高齢者と若者の共同 >

先進技術を豊かな社会づくりに応用するに当たっては、先進技術の開発が得意な若者世代と、知識・経験等が豊富で社会や業界の構造に精通し組織作りが得意な高齢世代がお互いの強みを活かせる関係づくりが重要である。それによって、高齢者の資産（金融、知識、人的等）が充分にその特性を発揮して、更なる資産を生み出す構造を作り、多世代でその成果を享受することが期待される。

< iv. 先進技術の活用とその課題 >

高齢者が蓄積してきた知識、ノウハウを先進技術によりデータ化し活用することが期待される。なお、先進技術の活用を進めるにあたって、乗り越えるべき課題（事故時の責任、安全基準）等もあることに留意が必要である。

第4部 高齢化する社会への対応力の向上

持続可能な高齢社会を実現するためには、支える力の強化が必要である。若い現役世代や高齢者を含めた全構成員が相互に力を発揮し支え合うことができる社会づくりが求められる。そのためには個々の構成員がデータ等に基づき高齢社会の姿を理解する力を持つことが望ましい。平均的な像を「鳥」の目で見ること、個別のありようを「虫」の目で見ること、どちらも欠けてはならない。当検討会ではこうした観点から、高齢社会全体への向き合い方について、以下のとおり検討を行った。

4-1. 長寿化への若年期からの備え

< i. 総論 >

高齢社会は、高齢者のみならず、全世代に影響を及ぼすものであるとの認識に立ち、老若男女、すべての世代の人たちが高齢社会を支える役割をどのように果たしていくかを考え、幅広く支える力を強化することが必要である。そして、高齢社会において、若年期から様々な備えをしておくことが必要である。

< ii. 社会保障理解の促進 >

社会保障は個人では対応に限界のある状況に支え合いで備えるものであり、その本来意義の理解を世代間で共有することが重要である。併せて、各世代の負担や受益の現状、制度の仕組み、財政の現況などに関する社会保障の理解を子供や若者を含めた幅広い世代に広げ、制度を持続可能なものとする必要がある。また、社会保障教育を通じて若い世代が高齢社会を理解する力も養うことができる。その推進に当たっては、義務教育を含む各教育の段階において、社会保障教育の内容の充実を図ることが重要である。さらに、新入社員向けに社会保障を学ぶ機会を設ける事業主への補助制度の整備など様々な手法も活用することが望ましい。

また、老後資産の確保の観点からは、社会保障の知識に加えて金融リテラシーも若年期から習得できるよう社会的な仕組みが必要である。

< iii. 高齢期への個人的備え >

若年期から金融資産及び人的資産の計画的な蓄積を行うべきであり、その実現には若年期からの労働環境及び生活安定が重要である。

また、企業側は、雇用者の高齢期での活躍を見据えた若年期からのキャリア形成の機会や、雇用者の生涯設計を考える機会を設けることが必要である。

4-2. 高齢社会にいかす調査研究及び諸外国との知見や課題の共有

< i. 総論 >

高齢社会の課題を解決するための調査研究を推進すべきである。その成果を我が国社会に還元することはもちろんのこと、国際社会で共有することが重要である。さらに、現在抱えている課題や悩みを諸外国と共有し、協力して解決していくことも重要である。

< ii. 調査研究 >

エビデンスに基づく政策形成を進めていく中でも、各調査において、高齢者データについて詳細な区分（年齢別等）を設けることを今後検討すべきである。また、生産年齢人口等の年齢区分を一律に利用するのではなく、社会の実情や統計の利用目的に見合った年齢区分を使用すべきである。

さらに、介護予防や健康改善、医療費適正化といった具体的なゴール達成にはどのような切り口が必要かといった観点から、ビッグデータ分析の活用を進める必要がある。

そのためには国や地方公共団体が住まいや就業、税や社会保障等の業務データを高齢社会対策や地域づくりのためにビッグデータ分析に活用できるような制度の整備が望まれる。個別の研究分析事案ごとにデータ使用の是非を検討するのではなく、制度的に匿名化や個人情報の保護を図りつつ、データ活用の円滑化を図るため、一般的な指針を明確化すべきである。

< iii. 知見や課題の共有 >

我が国の高齢社会対策に関する知見の蓄積を国際社会でいかに当た

っては、断片的な政策情報の提供ではなく総合的な姿を分かりやすく発信する工夫が重要である。

アジアの中でも急速に高齢化が進む国が増えている中、我が国の高齢化対策の知見に対する需要は潜在的にも顕在的にも大きいと思われる。他国からの高い関心を背景に、各国がよりよい高齢社会をつくることに、我が国が産業面からも貢献し、日本の知見が広がる可能性を存分に活かせるような環境整備が望まれる。

また、高齢社会に伴う課題を国際社会で共有し、連携しながら取組を進めていくことも重要である。

さらに、国際舞台において、我が国の高齢社会に対する取組を発信する機会が重要である。例えば、2019年に我が国が議長国となるG20（金融・世界経済に関する首脳会合）の機会を活用して、オールジャパンで世界へ発信を行うことが挙げられる。

おわりに

当検討会は、新しい高齢社会対策大綱の案の作成に資するため、各分野の有識者が参集して現行施策の進捗、今後の対策推進に当たっての基本姿勢、及び重点課題について検討を行ったものである。

現制度に制約されず、委員各々の専門分野から大局的な視点を提供して議論を進めた結果、この報告書は今後の我が国社会の在り方を進取的に提言する内容となっている。

新しい高齢社会対策大綱の案の作成に当たっては、本報告書に挙げられた各論の是非の議論に留まることなく、その背景にある考え方を受け止めて進められたい。高齢社会対策とは、高齢化する我が国の社会においてすべての人が豊かで幸せに暮らせる国づくりである。多世代が共に歩む豊かな長寿社会が、新しい大綱によって一層堅固なものとなり、将来に亘って拓かれていくことを期待する。

「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」構成員

市原 健一	医療法人健佑会理事長
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集委員
大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科教授
片桐 実央	銀座セカンドライフ株式会社代表取締役
近藤 絢子	東京大学社会科学研究所准教授
(座長) 清家 篤	慶應義塾学事顧問(前塾長)・慶應義塾大学商学部教授
高木 朋代	敬愛大学経済学部教授
塚谷 皖子	特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン理事長
八角 武二	社会福祉協議会福祉推進委員(千葉県山武市松尾地区) (平成27年度エイジレス章受章者(内閣府))
藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社主席研究員・ 日本福祉大学教授
藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム研究部長
松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科特任准教授
村上 由美子	OECD東京センター所長

[50音順・敬称略]

「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」開催実績

第1回 平成29年6月12日（月）11:00～12:30

- （1）開催の趣旨等について
- （2）高齢社会対策の推進状況について
- （3）高齢社会に関する現状について
- （4）意見交換

第2回 平成29年7月18日（火）14:00～16:00

- （1）前回検討会における論点整理
- （2）テーマ別議論①「高齢期の活躍の場の創造」
- （3）その他

第3回 平成29年7月31日（月）13:00～15:00

- （1）テーマ別議論②「高齢者の生活基盤の確保」
- （2）その他

第4回 平成29年8月8日（火）10:00～12:00

- （1）テーマ別議論②「高齢者の生活基盤の確保」（続き）
- （2）テーマ別議論③「高齢化する社会への対応力の向上」
- （3）その他

第5回 平成29年9月12日（火）13:00～15:00

- （1）高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書骨子案について
- （2）その他

第6回 平成29年10月2日（月）14:00～16:00

- （1）高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書案について
- （2）委員所感